

税制上の優遇措置について

1 個人からの寄付(所得控除)

寄付金額のうち2千円を超える額が控除されます

$$〔 \text{所得金額} - (\text{寄付金額}(\ast 1) - 2\text{千円}) 〕 \times \text{所得税率} = \text{税額}$$

※1 寄付金額の内、所得控除額は所得金額等の40%相当額が限度

★ 事例

- ・ 総所得金額600万円の時所得税率は20%なので税額は120万円
- ・ 寄付金を10万円とすると98千円が控除額となり税額は118万4百円
- ・ よって、1万96百円の優遇措置となります

2 法人からの寄付

通常の一般寄付金の損金算入限度額と別枠で損金算入が認められます
(下記のA+B)

A: 一般寄付金の損金算入限度額(Bの限度額を超えた分を含む)
(所得金額の2.5%+資本金等の額の0.25%) \times 1/4

B: 公益法人への寄付金の特別損金算入限度額
(所得金額の6.25%+資本金等の額の0.375%) \times 1/2

★ 事例

- ・ 資本金が1億円、所得金額が1千万円の場合
- ・ A=125千円 B=500千円
- ・ よって、AとBの合計金額625千円の損金算入が認められます

* 本制度に関する詳しい内容は、地域の所轄税務署へお問い合わせください。